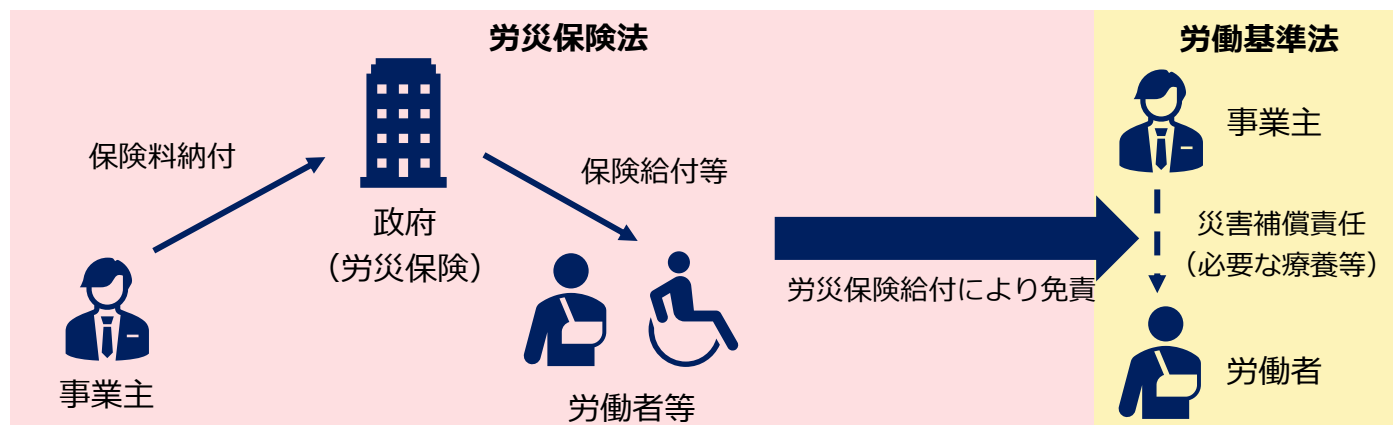


労災保険制度について

労働者災害補償保険制度の概要

趣旨・目的

- 労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。
※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の2以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。**



概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する。**
対象外：
 - ・ 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
 - ・ 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）
- 主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。
- **原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

労働者災害補償保険制度の概要②

基本データ



預託金利子収入
1,018億円
(令和4年度決算)



労災保険適用労働者
(特別加入含む)

約6,146万人
(令和4年度末)

保険料収入
8,617億円
(令和4年度決算)

保険料収納率
98.9%
(令和4年度)



政府

保険給付等
8,023億円
(令和4年度決算)



新規受給者数
777,426人
(令和4年度)



年金受給者数
188,968人
(令和4年度末)



労災保険適用事業
約297万事業場
(令和4年度末)

社会復帰促進等事業
742億円
(令和4年度決算)

(対労働者)



義肢・車椅子等の支給

(対事業主)



業務災害の防止に
関する活動援助

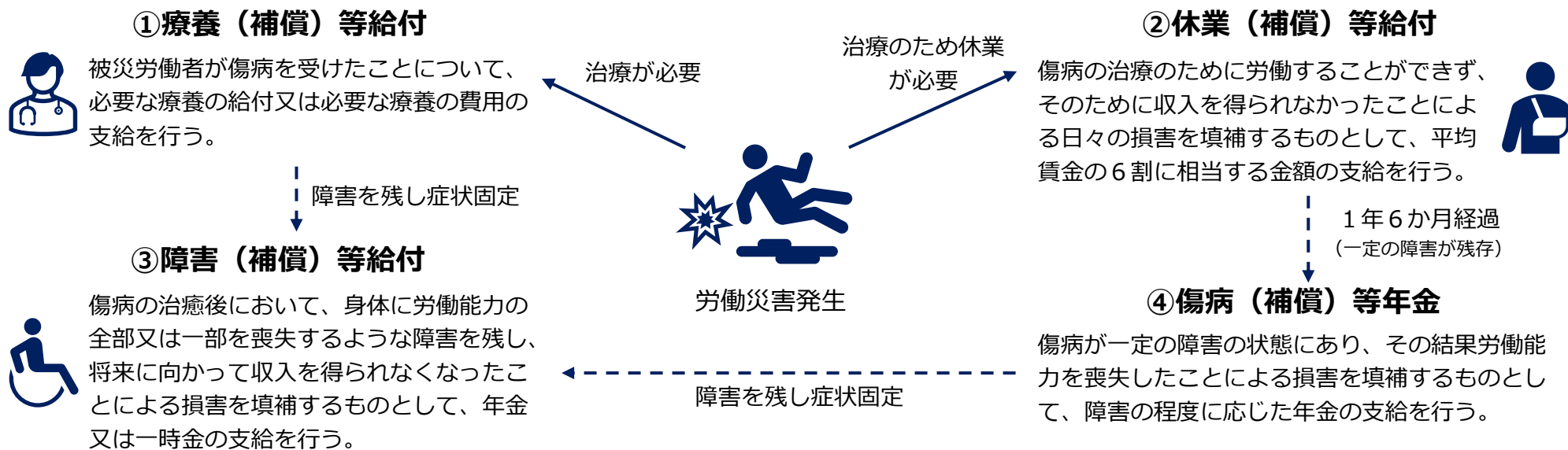
(労災保険新規受給者の推移)

令和4年度の労災保険給付の新規受給者数は777,426人であり、前年度に比べ98,822人の増加(14.6%増)となっている。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
602,927人	619,599人	618,149人	626,526人	650,534人
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
686,513人	687,455人	653,355人	678,604人	777,426人

労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。



不幸にして亡くなられた場合

⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。

⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

その他の保険給付

⑦介護（補償）等給付

傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。

⑧二次健康診断等給付

過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

労災保険給付の趣旨・目的①

保険給付の種類	給付の目的	支給事由	保険給付の内容
①療養補償給付 療養給付 複数事業労働者療養給付	被災労働者がその受けた傷病に係る療養の給付又は療養の費用の支給をするもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養の費用の支給
②休業補償給付 休業給付 複数事業労働者休業給付	被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
③障害（補償）等給付	被災労働者がその受けた傷病の治療後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分
④傷病補償年金 傷病年金 複数事業労働者傷病年金	被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治癒（症状固定）していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分

労災保険給付の趣旨・目的②

保険給付の種類	給付の目的	支給事由	保険給付の内容
<p>⑤遺族（補償）等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族補償年金 遺族年金 複数事業労働者遺族年金 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 遺族補償一時金 遺族一時金 複数事業労働者遺族一時金 	<p>被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。</p>	<p>業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき。</p> <p>（１）遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき （２）遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。</p>	<p>遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金</p> <p>1人 153日分 (一定の場合※)は175日分)</p> <p>2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分</p> <p>※遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合</p>
<p>⑥葬祭料 葬祭給付 複数事業労働者葬祭給付</p>	<p>業務上死亡した労働者の葬祭を行うために支給されるもの。</p>	<p>業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。</p>	<p>315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）</p>
<p>⑦介護補償給付 介護給付 複数事業労働者介護給付</p>	<p>労働災害の結果として介護を要する状態となった場合に、介護を受けることに伴う費用の支出等の損害を填補するもの。</p>	<p>業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害（※）を負って介護を要する状態となったとき。</p> <p>※ 障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害</p>	<p>常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、177,950円を上限とする）。親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が81,290円を下回る場合は81,290円。</p> <p>随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、88,980円を上限とする）。親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が40,600円を下回る場合は40,600円。</p>
<p>⑧二次健康診断等給付</p>	<p>過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に二次健康診断及び特定保健指導の支給を行うもの。</p>	<p>事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき</p> <p>(1) 血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること</p> <p>(2) 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること</p> <p>※ 船員法の適用を受ける船員については対象外</p>	<p>二次健康診断および特定保健指導の給付</p> <p>(1) 二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な検査</p> <p>(2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導</p>

労災保険における特別支給金について

被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして**特別支給金を支給**している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。特別支給金は以下の9種類（特支金支給規則第2条第1号～第8号）であり、**特別支給一時金とボーナス特別支給金とに大別**される。

2種類の特別支給金について

特別支給一時金

- 休業特別支給金
(給付基礎日額の2割)
- 障害特別支給金
(8万円～342万円)
- 遺族特別支給金
(一律300万円)
- 傷病特別支給金
(100万円～114万円)

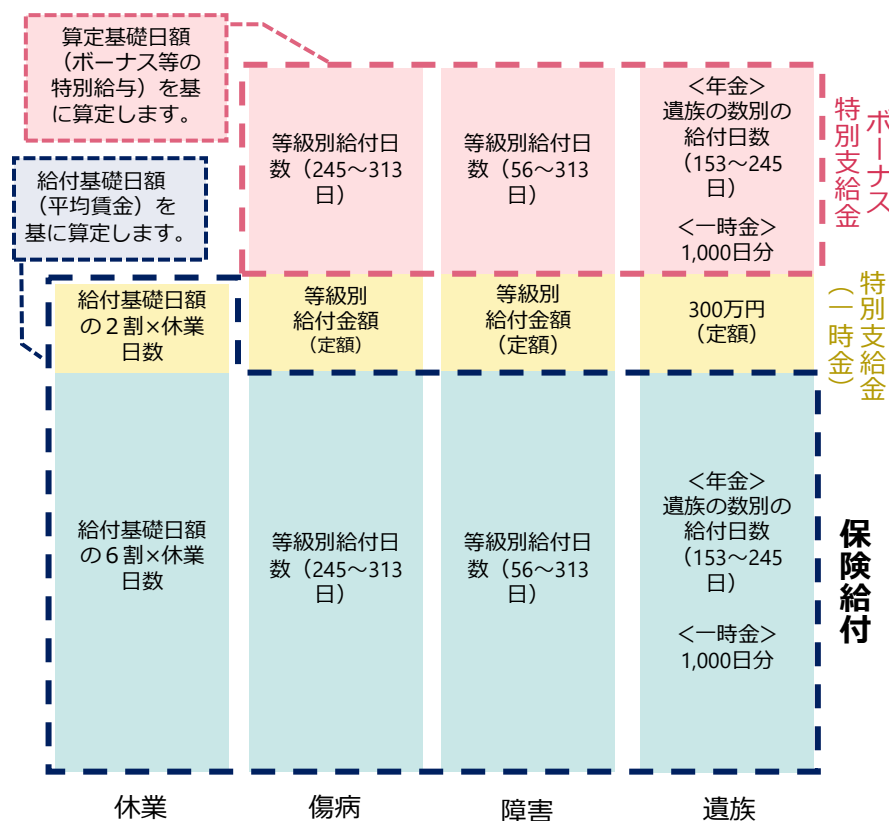
- 特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治り後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。
- 現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を持つ。

ボーナス特別支給金

- 障害特別年金
障害等級第1～7級：
算定基礎日額 131日分～313日分
- 障害特別一時金
障害等級第8～14級：
算定基礎日額 56日分～503日分
- 遺族特別年金
遺族数に応じ：
算定基礎日額 153日分～245日分
- 遺族特別一時金
(一律、算定基礎日額 1,000日分)
- 傷病特別年金
傷病等級第1～3級：
算定基礎日額 245日分～313日分

- 給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。
- 算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前1年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

保険給付と特別支給金の関係図



※ 特別支給金を受け取ることのできる遺族（受給資格者）の範囲は遺族（補償）等給付と同じであり、受給資格者の第一順位者（受給権者）のみが受け取ることができる。

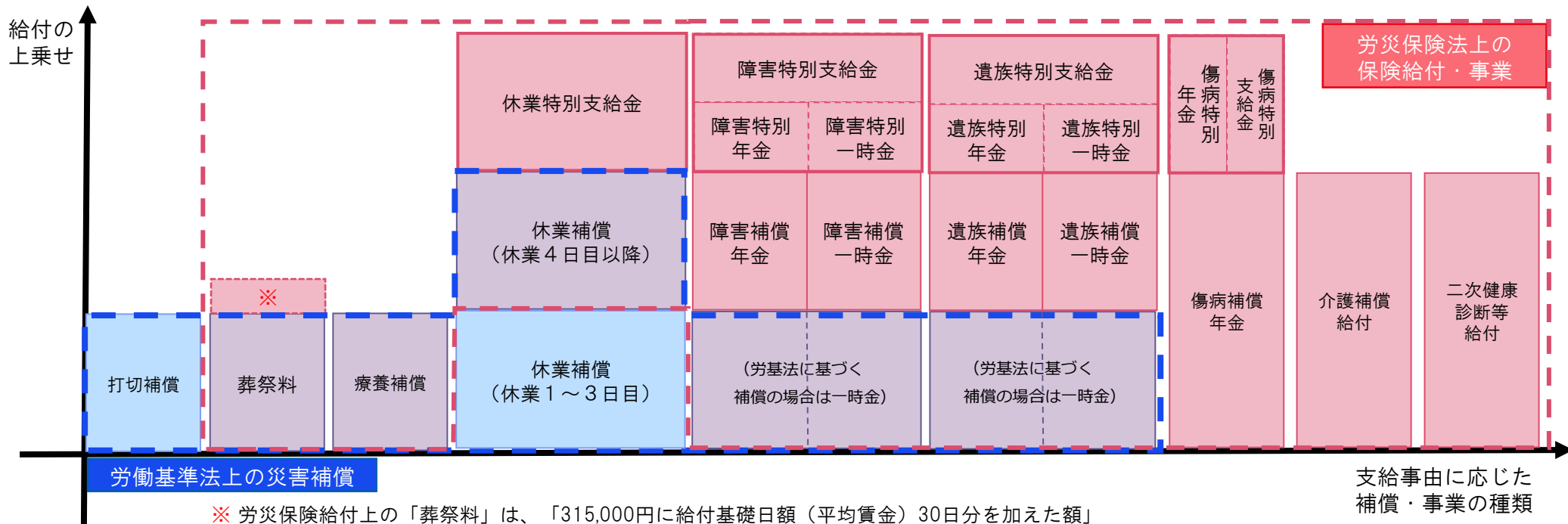
※ また、特別支給金は保険給付と別個のものであることから、社会保険や損害賠償との併給調整の対象とならない。

労働基準法の災害補償責任との関係

- 労災保険法は、労基法の災害補償に対応した保険制度という姿から、労働災害の補償に係る総合的な保険制度ともいべき実質を備えたものとなっている。
 - ・ 介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に支給しているもの
 - ・ 傷病補償(年金払)、障害補償(年金払)、遺族補償(年金払)、特別支給金のように労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているもの
 - ・ 労基法にはない通勤災害や複数業務要因災害に対して保険給付を行っているもの
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきもの(下図の) である場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。(労働基準法第84条第1項)

- 労働基準法独自の補償
- 労災保険法独自の保険給付・事業
- 支給事由が労働基準法・労災保険法で重複するもの

※本図は、労働基準法上の災害補償と労災保険法上の「業務災害」に係る保険給付等との関係を図示。



※ 労災保険給付上の「葬祭料」は、「315,000円に給付基礎日額(平均賃金)30日分を加えた額」又は「給付基礎日額60日分」のいずれか高い方で支給。労基法上の葬祭料は「平均賃金60日分」。

【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

「新 労災保険法」（昭和41年10月 労働省労災補償部編）p31～34

三 労働基準法と労災保険

以上のように、業務災害についての保険制度は、戦時労働政策の一環として健康保険および厚生年金保険のなかで社会保険の形態をとり、あるいは失業対策を背景に責任保険の形態をとって終戦を迎えたが、戦後における各種法制の再編成のなかで統一的な業務災害保険として労災保険が成立するについては「労働基準法」の制定が決定的な意義をもった。

労働基準法は、わが国における近代的な労働関係の確立をめざす労働保護の総合法典として制定され、鉱業法、工場法および労働者災害扶助法以来の災害扶助も、その価額を一挙に倍増されて労働基準法第八章の「災害補償」に統合された。そして、まさに労働基準法のなかに位置づけられたことによって、それは災害補償一般のモデルのようにみられることとなった。

（中略）

ところで、このようにして発足した労災保険を、その後の制度改善の経過に照らしてみると、そこに、労災保険の発展を制約する重要な問題が伏在していることを指摘しなければならない。

まず個別事業主の災害補償が労働保護法たる労働基準法によって定められたことは、労働基準行政と相まって労災保険の普及が促進される決定的要因をなしているが、その反面において次のような問題もある。

（中略）

次に、個別事業主の災害補償が、個別労働関係の基本法たる労働基準法によって定められたこと、そしてそれが災害補償一般のモデルのようにみられたことは、統一的な労災保険の制度的および思想的基盤となったが、その反面、労働基準法上の災害補償がそのまま労災保険の保険給付のモデルとされ、また、その範囲があたかも業務災害に対する事業主の無過失損害賠償責任の限度を意味するかのようにとられがちで、労災保険の給付内容や保険料負担に対する考え方を呪縛し、制度改善の過程を曲折させる一因となっていることは後述のとおりである。

さらに、労災保険法が労働者災害扶助責任保険法を立法技術的に引き継いだことは、労働基準法と相まって統一的な保険制度を確立しようとする立法政策によく答えるものであった。しかし、その反面、前記の諸点と相まって労災保険を久しく労働基準法による個別事業主の補償責任に対する責任保険とみる理解をもたらし、制度の改善と事業の運営を制約してきた。

もとより、立法当初から労災保険制度が労働基準法の災害補償をこえて独自に発展する可能性をもっていることは立案当局の自覚するところであつたし、昭和三五年の法改正によって明らかとなつたのであるが、そのことが全面的に周知されるためには、昭和四〇年の法改正による給付体系の再編成と大幅年金化をまたなければならなかつた。

（中略）

(5) 当時の立案担当者であつた友納武人氏の「労働者災害補償保険法について」（「法律特報」第一九巻九号）によると「本法と労働基準法との関係は極めて密接であつて、平均賃金及び災害補償の事由は労働基準法の定むるところによつてゐるのである。而かもその保険給付の範囲も一応労働基準法にその基準を置いている。然しながらその本質に於ては、法第一条に明記する様に全く別個の独立した制度である。由来無過失賠償の規定を工場法、鉱業法等の労働保護法規の中に収めることは、議論の存するところであつて、多くの外国の立法例の示す如く災害補償保険の中に単一化せしめるか或は全然別個の独立した法制とすべきであると云う論もある。いずれにせよ労働者災害補償保険法が、その保険給付を労働基準法の額に合致せしめてゐることは、一時的のことであつて近い将来その基準以上の諸給付を行なうのでなければ、その本旨を發揚したものとは云い得まい。」

労災保険料（率）について① 労災保険率表(令和6年4月1日施行)

労災保険率は3年に1度改定しており、54業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率	事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
	02,03	林業	52				
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	製造業	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88		55	めつき業	6.5
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13		56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5		57	電気機械器具製造業	3
	25	採石業	37		58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	26	その他の鉱業	26		59	船舶製造又は修理業	23
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34		60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	32	道路新設事業	11		64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	33	舗装工事業	9		61	その他の製造業	6
	34	鉄道又は軌道新設事業	9		運輸業	71	交通運輸事業
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	72		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	38	既設建築物設備工事業	12	73		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	74		港湾荷役業	12
製造業	37	その他の建設事業	15	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	
	41	食料品製造業	5.5	その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4		91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	44	木材又は木製品製造業	13		93	ビルメンテナンス業	6
	45	パルプ又は紙製造業	7		96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5		97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	47	化学工業	4.5		98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	48	ガラス又はセメント製造業	6		99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	66	コンクリート製造業	13		94	その他の各種事業	3
	62	陶磁器製品製造業	17				
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23				
50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5					
51	非鉄金属精錬業	7					
52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5					
53	鋳物業	16					
					90	船舶所有者の事業	42

※単位：1/1,000

労災保険料（率）について② 労災保険率（全業種平均）の推移

労災保険率は、引下傾向にある。

（なお、令和3年度の保険率改定は、新型コロナウイルス感染症の影響を折り込んだ形で将来の経済状況を予測することが困難であったことから、据え置きとなった。）

平成 元年度	10.8/1,000		
	↓		↓
平成 4 年度	11.2/1,000		
	↓		↓
平成 7 年度	9.9/1,000		
	↓		↓
平成 10 年度	9.4/1,000		
	↓		↓
平成 13 年度	8.5/1,000		
	↓		↓
平成 15 年度	7.4/1,000		
			↓
		平成 18 年度	7.0/1,000
			↓
		平成 21 年度	5.4/1,000
			↓
		平成 24 年度	4.8/1,000
			↓
		平成 27 年度	4.7/1,000
			↓
		平成 30 年度	4.5/1,000
			↓
		<u>令和 6 年度</u>	<u>4.4/1,000</u>

労災保険料（率）について③ メリット制（適用）

- 労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。
- ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。
(※) メリット制適用事業場数 145,053事業場（令和4年度）

メリット制の適用要件

<継続事業>・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

- 連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

- ①平均100人以上の労働者を使用している場合
- ②平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合 **【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≥0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

<一括有期事業>・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの

(請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり)

- 次の要件を満たすこと。

保険関係が成立した後3年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

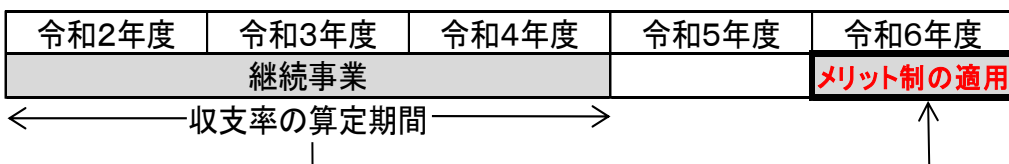
<単独有期事業>・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

- 次の要件のいずれかを満たすこと。

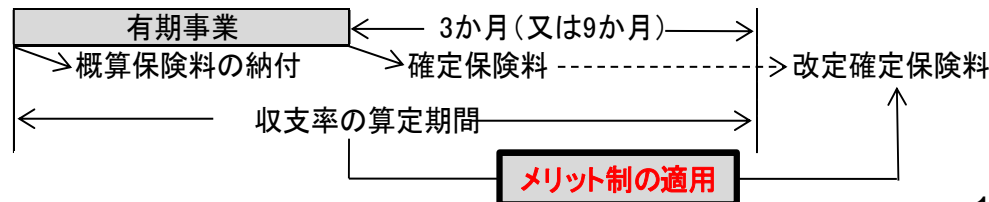
- ①**確定保険料額が40万円以上**
- ②**請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

メリット制の適用例

<継続事業及び一括有期事業>



<単独有期事業>



労災保険料（率）について④ メリット制（労災保険料の計算方法）

○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \text{業種別労災保険率}$$

○メリット制が適用される場合の計算方法

・継続事業・一括有期事業

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \left\{ \text{業種別労災保険率} - \text{非業務災害率}(\%) \right\} \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \text{非業務災害率}(\%)$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

・単独有期事業（改定確定保険料）

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\left[\text{確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額} \right] \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \left[\text{確定保険料のうち非業務災害率に応ずる部分} \right]$$

(確定保険料) - { (確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) } により計算される。

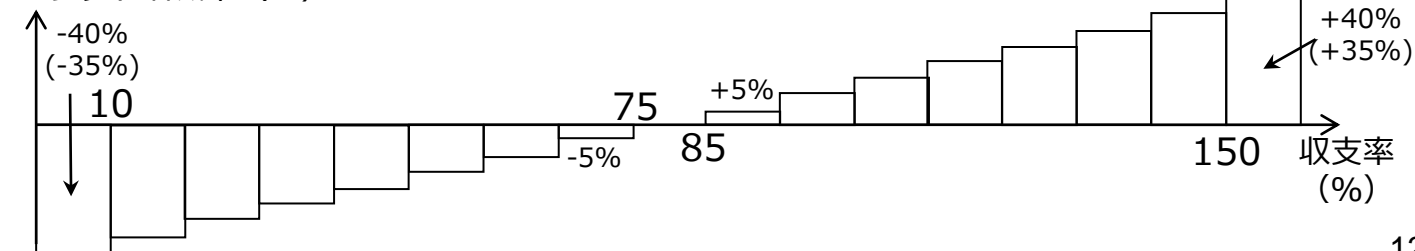
(確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) により計算される。

<メリット増減率とは>

収支率(※)に応じて適用される最大±40%の率のこと。

(※) 収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては3保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後3（9）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。（詳細は14ページ参照）

メリット増減率（%）



労災保険料（率）について⑤ 特例メリット制

継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、**メリット増減率の幅を±40%から±45%に変える特例（特例メリット制）**を受けることができる。（徴収法第12条の2）

特例メリット制の目的

中小企業向けに実施されている各種の労働災害防止施策と労災保険制度におけるメリット制を緊密に関連づけることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進し、もって中小企業における労働災害防止活動を一層促進して成果を上げる。

特例メリット制の適用対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業に特例メリット制が適用される。

- (1) **メリット制が適用される継続事業**であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること
- (2) 厚生労働大臣が定める**労働者の安全又は衛生を確保するための措置として以下の①又は②が講じられた事業**であること
 - ① 「快適職場推進計画」を作成して都道府県労働局の認定を受け、計画に従い職場環境の改善に着手していること（労働安全衛生規則第61条の3第1項）
 - ② 「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入し、そのシステムが厚生労働省の指針に沿っていると中央労働災害防止協会に認定を受け、その措置を行うこと（労働安全衛生法第88条第1項ただし書及び労働安全衛生規則第87条）
- (3) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度において、**所定の人数（右表）以下の労働者を使用する事業主（中小企業事業主）が行う事業**であること（徴収則第20条の2）
- (4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、**労災保険率特例適用申告書が提出されている事業**であること（徴収則第20条の4）

<所定の人数>

主たる事業の種類	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

労災保険料（率）について⑤ メリット制（メリット収支率の計算方法）

メリット収支率の計算方法

<継続事業・一括有期事業>

3保険年度間に業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

- ① 以下の年金差額一時金等の額
 - ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
 - ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
 - ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額
- ② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額
- ③ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額

×100

3保険年度間の一般保険料の額（労災保険率から非業務災害率 (0.6/1000) を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率 (0.6/1000) を減じた率に応ずる部分）

× 第一種調整率

<単独有期事業>

事業終了日から3（9）箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

- ① 以下の年金差額一時金等の額
 - ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
 - ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
 - ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額
- ② じん肺症等の特定疾病にかかった者に対し支払われた額

×100

その事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率 (0.6/1000) を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率 (0.6/1000) を減じた率に応ずる部分）

× 第一種調整率
（9箇月の場合は第二種調整率）

計算の考え方

<共通の考え方>

$$\frac{\text{業務災害に係る保険給付} - \text{計算上除く保険給付}}{\text{収納した保険料（業務災害相当分）}} \times 100 \times (\text{調整率})$$

<分子について>

- ・ 労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入する。（通勤災害等は含まない。）
- ・ 年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金（受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付）は計算上除く保険給付の①で除外する。
- ・ 短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する「特定疾病」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために計算上除く保険給付の②から除外する。
- ・ 第三種特別加入者は事業に使用される労働者とみなされないことから、計算上除く保険給付の③から除外する。

<分母について>

- ・ 収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に応ずる部分にすることにより、業務災害に係る分をメリット収支率に反映させることができる。（第一種特別加入も同様。）
- ・ 分子では、計算上除く保険給付が規定されていることから、収納した保険料のうち、計算上除く保険給付に相当する割合を第一種（第二種）調整率で調整する。

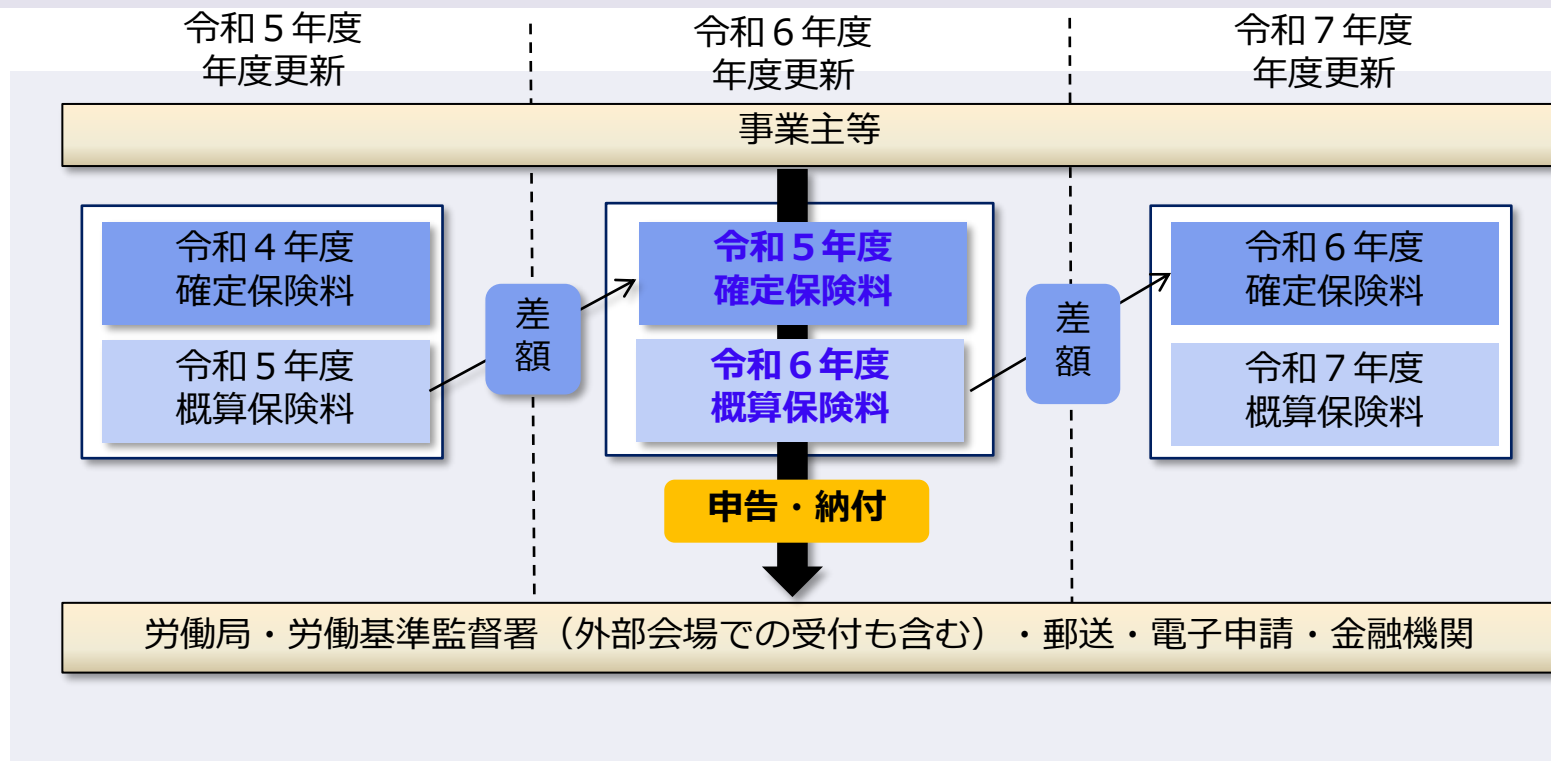
※ 特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金（年金又は一時金）を給付する制度。

保険料の徴収～労働保険の年度更新について～

- 労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。

事業主は、年に1度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。

- この手続を「**年度更新**」といい、その申告期間は、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律において6月1日から40日以内（＝7月10日）**とされている。（徴収法第15条第1項及び第19条第1項）



労災保険特別加入制度について①

趣旨

- 労災保険は、原則として労働基準法上の労働者を対象としているところ、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に加入を認めている。

対象者

- ① 第1種：中小事業主等
- ② 第2種：一人親方その他の自営業者・特定作業従事者

一人親方等

- 個人タクシー業者、個人貨物運送業者、自転車配達員等
- 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
- 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
- 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
- 医薬品の配置販売業者
- 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
- 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者
- 柔道整復師
- 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師
- 歯科技工士
- 特定フリーランス事業に従事する者（他の第2種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

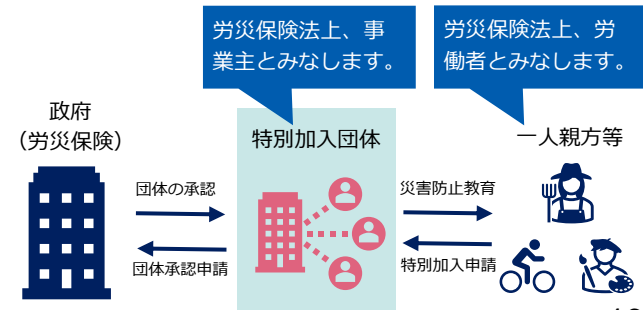
特定作業従事者

- 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等
- 労働組合等常勤役員
- 介護作業従事者及び家事支援従事者
- 芸能関係作業従事者
- アニメーション制作作業従事者
- ITフリーランス

- ③ 第3種：海外派遣者

特別加入団体

- 第2種については、加入者の団体（特別加入団体）が、労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、加入者を労働者とみなすこととされている。
- 特別加入団体は、加入者の業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。



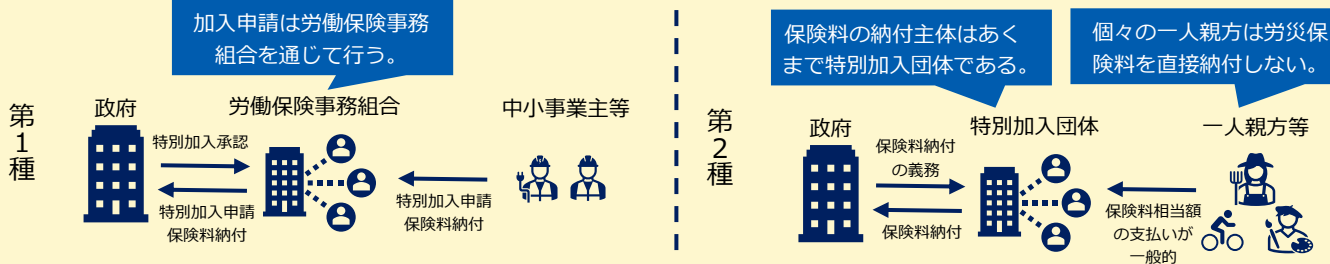
労災保険特別加入制度について②

特別加入者に対する保険給付、補償の対象範囲、労災保険率、給付基礎日額、労災保険料は下記の表のとおり。

特別加入の種類	第1種 (中小事業主等)	第2種 (一人親方等)	第3種 (海外派遣)
保険給付	労働者の場合と同様（二次健康診断等給付を除く）		
補償の対象範囲	特別加入申請した事業のためにする行為（事業主の立場で行うものを除く）等	加入区分ごとに定められた業務を行っていた場合 ※個人タクシー業者等、一部は通勤災害保護の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の場合は国内の労働者の場合と同様 中小事業の代表者の場合は第1種特別加入と同様
労災保険率	当該事業に適用される労災保険率と同一の率	第2種特別加入保険料率表に定める率（3～52/1000）	3/1000
給付基礎日額	3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を選択し、都道府県労働局長が決定した額 ※第2種のうち家内労働者等については、当分の間2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる。		
労災保険料	$(給付基礎日額) \times (365日) \times (労災保険率)$		

(参考)

第1種については、労働保険事務組合を通じて加入・保険料納付を行う。また、第2種については、一般に特別加入者が特別加入団体を通じて納付するが、政府（労災保険）との関係では特別加入団体が保険料を納付する義務を負う。



主要な労災保険法改正の経緯

昭和22年	労働者災害補償保険法の制定	昭和52年	ボーナス特別支給金の創設（支給金則改正）
昭和35年改正	長期傷病者補償の創設（障害補償の年金化など）等	昭和55年改正	使用者の民事損害賠償責任との調整、遺族（補償）年金の給付水準引上げ等
昭和40年改正	遺族補償年金の創設、労災保険事務組合・特別加入制度の創設等	昭和61年改正	年金給付基礎日額の上下限設定、通勤災害の要件緩和等
昭和44年改正	労災保険全面適用と暫定任意適用指定、労災保険・失業保険の徴収一元化等	平成2年改正	休業給付基礎日額の上下限設定等
昭和45年改正	障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ	平成7年改正	介護（補償）給付の創設、遺族（補償）年金の給付引上げ（遺族人数区分見直しなど）等
昭和48年改正	通勤災害保護制度の創設	平成12年改正	二次健康診断等給付の創設
昭和49年改正	障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ等	平成17年改正	通勤災害保護制度の拡充（複数就業場所間の移動等）
昭和49年	特別支給金の創設（支給金則制定）	平成19年改正	船員保険統合等、労働福祉事業を社会復帰促進等事業に変更
昭和51年改正	傷病補償年金の創設、労働福祉事業の新設等	令和2年改正	複数業務要因災害の創設等